

或る個人の花押に就いて

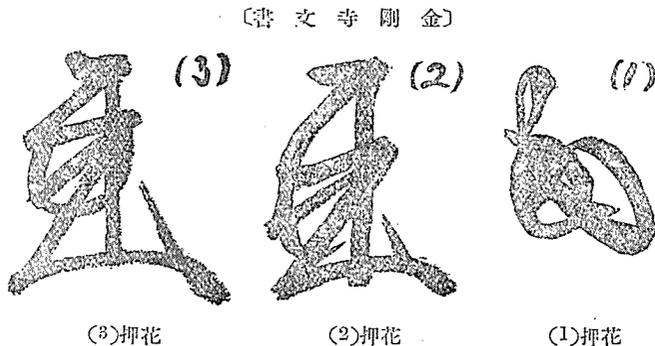
文學士 中 村 直 勝

一

或る一個の個人が、二個又は二個以上の違つた花押を所有して居り、事件によりてそれを使ひ分けた様な場合——例へば足利義滿以後の足利歴代將軍が、公家様と武家様との二個の花押を、時と場合とに應じて使ひ分けて居る様なもの——に、如何なる時に甲花押を使用し、如何なる場合に乙花押を使用したか、何年何月までは甲花押を使用し、何月からは乙花押を使用したか、と言ふやうな事も研究しなければならぬ問題であらうけれ

ども、而して私はその方面も多少の取調をやつて居り、或る結論が出さうではあるけれども、今茲に記さうとする問題はそれではなく、或る一個人の花押が年序の推移と共に一定の経路を手取つて變遷して行くものである事を示し、その迹をツレースしやうとするのである。例へば楠木正儀に例を取るならば『大日本古文書』家わけ第七「金剛寺文書」に收めらるゝ、第百五十八號文書（正平三年カ）十一月八日楠木正儀書狀にある正儀の花押(1)と、第百七十六號文書八月七日楠木正儀書狀にある正儀の花押(2)と、第百六十八號文書正平

第一圖 楠木正儀花押



〔書文寺剛金〕

〔書文寺心觀〕



九年十月二日楠木正儀施行狀の正儀の花押(3)と、同じく家わけ第六「觀心寺文書」に收めらるゝ第十

六號文書正平五年四月十六日楠木正儀(？)國宣及び第十九號文書正平四年八月廿九日楠木正儀(？)國宣に見ゆる二つの花押とに於て、この五個すべての花押の間に當然存在すべき年代上の新古、その變遷を見やうとするのではない、何となれば觀心寺文書の二つの花押と、金剛寺文書の花押(1)とは、一つのグルツペに屬すべきものであつて、此の三つの花押は金剛寺文書の花押(2)及び(3)とは全然別の系統のものである。先きの三つはその三つのみの間に於てその變遷推移を研究すべきであり後の二つはまたこの二つ、或はそれ以上の同系統の花押の間に於てのみ現はれた變遷を調査すべきであるからである。私が今試みやうとするのは、この第一のグルツペと第二のグルツペとの間に於て現はれたやうな、何人が見ても一見して其の差違を認め得、その間に少くとも或は年代上の新古か或は事件の輕重かのあるべきを思はしめるやう

な格段の差違あるものを論じやうとするのではなく、第二のグルツペの間にあるやうに、運筆の手法に於ても、形態の大體に於ても大した差違があるのではなく、一瞥した所では何等の差違を認めないけれども、熟視すればそこに自然にある變化のあるを否む事が出來ないやうなものに就て、少しく研究を加へて見やうといふのである。(第一圖 參照)

而して此の一小篇は決して研究の成果を發表しやうとしたものではない。研究の過程にあるものを報告して諸賢の御助力と御叱正を仰ぎたいと思ふたものである。今の此の企ては更に多くの資料を蒐集しなければならぬ。私の求むる結論は更に夥多の實物に就いて詳細なる調査を遂げた後に於て始めて歸納され抽出さるべきものであらねばならないのである。然り而してその資料を悉く収集する事は一人の方では到底望まれない事業で

あつて、多くの人々の助力を仰がねばならない。その上に私の今採用して居る研究方法には幾多の困難と空隙とがある。更によりよき方法があらうかを期待する。さればそれらの助力と教示とを得たいと思ふ願望が、この自分の進まんとする小徑を披陳せしめた最大の誘因である事を豫め申述べて置きたい。

二

或る個人の花押を研究の對象とする事は、極めて限定された範圍しか得られなくなる。何と言つても其の本人が自ら筆を染めて書いた花押のみによらなければ何等の價値のない事であるから、従つて文書の原本のみが研究の對象とさるべきで、案文や影寫本は何の價値も認める事が出來ない事となる。加之、假令それが原本であるにしても、何年のものであるか、明かな年紀があるか、若し

くはその内容より見てその年紀を明確に定め得るものでなければ、何の役にも立たないのであつてさうした史料はなか／＼手にする事が容易でない従つて今迄に私の集め得た材料も極めて貧弱なものであり、その當然の結果として私の所論の根柢も可なり薄弱である事を充分に自認して居る。乍併、史料は無限であり、その探訪は際限がない、あらゆる史料を悉く網羅する事は到底出來ない事柄でもあり、よしや集積して見ても仕方がないから、不十分な材料ではあるが、ある限りの材料から見て、その大體の歸嚮は推知し得やうと思ふて敢て筆を呵したのである。その細部に互つては今後、資料を得るに従つて幾度かの改訂をしなければなるまいと思ふ。御諒恕を乞ふ。

三

私は或る個人の花押の形態上の變遷をツレーヌ

しようと思つたのであるが、それには色々考慮の中に入れてなければならぬ事柄がある。それは紙面の大きさと花押の大きさとの関係、花押の記されて居る場所とその大きさとの関係、紙の餘白の多少と花押の大きさとの関係等の外面的なもの、外に、或る個人が彼の花押を自署したときの氣分とも言ふべき内面的な條件等がその重なるものであらう。餘白が多かつたり、豎紙であつたりする場合は、餘白の少いとき、及び折紙である場合よりもより大きな花押が記さるゝのは自然であらうし、袖判とか奥承判とか言ふ場合は、どうしても普通よりは大きなものが生じて來る事も認めねばなるまい。行軍中とか出陣の際とか、はた戦陣の裡とかで記した花押と、祈願文とか奉加帳とか誓文とかに記した花押との間に、自ら形態なり、墨色なりの上に相違した何物かある事は見逃すべからざる事實であらうし、又御教書の如き公文書

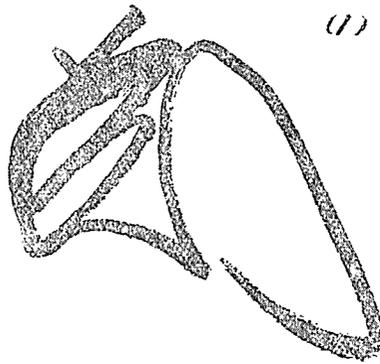
に自署する時ど、書狀の如き私文書に署名するどきとの間には、自らその氣分に差のある事は免れまいと思ふ。しかし今はそれを殆んど全部無視したと言つてよい位に考慮の中に容れて居ない。容れなければならぬとは思ふけれども、如何にしてそれらの條件を探り容れるべきか、その方法を案出する事が出来なかつたために、已むなく無視してしまつた。たゞ私の心持の中に、考慮しなければならぬと言ふ思慮のあつたゞけである。

この事は更に此の小篇の効果を弱めて行くものでなければならぬ。

四

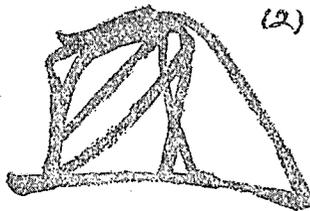
さて私はかくの如き數ヶ條のハンデキャップを許されたものとして私の所論を進めるであらうが今迄私は或る個人の花押の變遷を跡付け得るといふ信念から或る個人の花押に就ては可なり多くの

第二圖 足利直義花押



(書文島生竹)七・七・三武建(1)

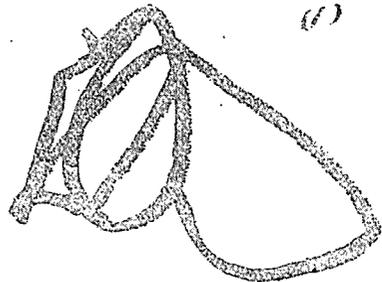
人々のものを丹念に集めて居るのであるがそれはどうしても鎌倉時代末頃から戰國時代に及ぶ人々のものが



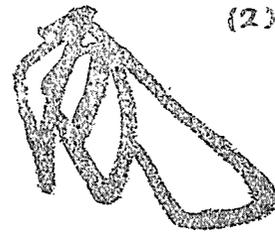
(書文院寶三)一廿・八・四應曆(2)

多く集つて來るのは自然の趨勢と言はねばならない。北條氏執權の歴代を始めとして楠木氏では正儀、足利氏では尊氏、直義、義詮、直冬、義滿、義持以下の各代將軍、細川勝元、今川了俊、豊臣秀吉、淺井長政、

第三圖 足利義詮花押

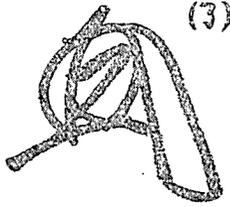


(1) 貞和五・十一・九十(三寶院書文)



(2) 貞和十二・廿三(書文大略)

(3) 貞治六・九・廿七(三寶院書文)

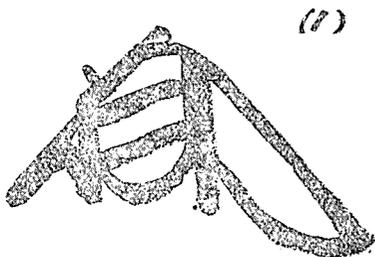


つて行くにも、はては直冬が第四圖の(1)から(2)に

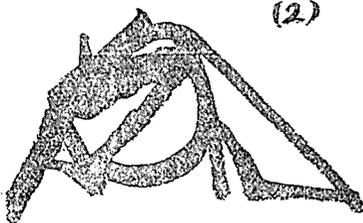
大内義興、同義隆の如きは
その最も数の多いものであ
る。而してそれらについて
見れば、足利直義の花押が
挿入第二圖の(1)から(2)に移
るにも、義詮の花押が第三
圖の(1)から(2)に變じ(3)にな

變つて行つたにも、それを充分に跡附け得る経路
があるのである。故に『大日本古文書』が(花押1)

とか(花押2)とか言ふ符號によりて花押の相違を
示して居る事は確かに一つの良い方法として首肯
すべきであると言ひ得る。例へば前掲正儀の第一
グルツペの花押三つをそれ〴〵區別し、第二グル
ツペの花押を第一のものゝ更に區別するが如き、
或は足利直冬が北朝側に附いた時には彼の花押(1)
第四圖 足利直冬花押



(1) 貞和六・九・八(國史研究室・斑島文書)



(2) 正平四十・四・四(多田院書文)

を用ひ、南朝側に味方するか、父尊氏に反對した

時には(2)を用ひて居るが如き場合を示すには、こ

れで充分であらうけれども前掲義詮の花押が(1)か

ら(3)へとの漸次に進化推移して行くが如き場合に

は、到底この方法では完全ではない。何となれば

(1)が(2)に移く間には幾何かの仲間花押があり、更

に(3)に及ぶ間にも巨多の仲間花押があるのである

から。されば此の方法で花押を表す事は足利尊氏

伊達正宗、豊臣秀吉等の花押を表はさんとする時

一層その不完全さを深く感ずるに相違ない。殊に

織田信長の如き、一生に二度び同じ花押を書いた

らうかと思はれる程變化極りなき花押を書いた

ものに至つては此の方法が何等の功績もせぬ事は

明かに知れるであらう。かくて吾人は花押を現す

方法の困難なるに驚かざるを得ないのである。但

し一般の場合には花押そのものを研究の對象とし

て居ないのだから、大日本古文書の方法によるほ

か仕方がないけれども。

五

扱、私は茲に細川勝元と足利義持の二人を舞臺

に立たせて、私のための役をさせやうと思ふが、

細川勝元は三回管領に就職したのであつて、第一

回は文安二年四月より寶徳元年九月に至る四ヶ年

餘であり、第二回は享徳元年十二月より寛正五年

に至る享徳、康正、長祿、寛正に互る十二ヶ年間

であり、第三回は應仁二年七月より文明五年五月

に至る五ヶ年であるが、その度毎に彼の花押には

著しき變化がある。(或はその度毎ではなく、漸次

に變化したと見るのが正しいかとも思ふけれども

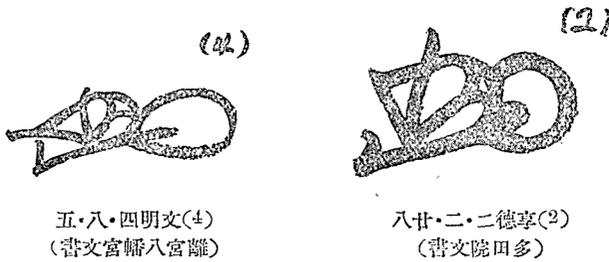
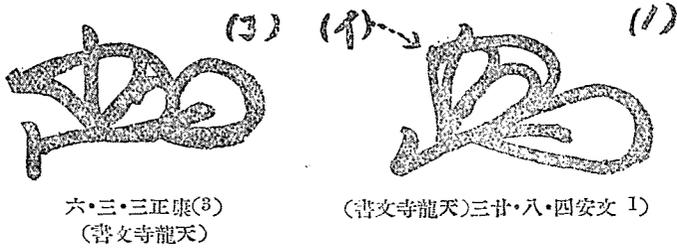
彼の花押を集め得るのは管領であるときに限られ

たから、今はさうして置きたい。)

それは挿入圖版第五圖に於て見る如く、イ點の

所が漸次左に伸びて行くに氣附くであらう。而し

第五圖 細川勝元花押



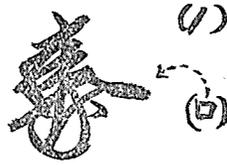
てそれは紙の大きさ、餘白の多少にもよる事であり、殊に文明頃には好んで折紙を使用して居つた

から、このまゝで比較する事は不適當であらうが假りに中央の縦線の長さとい點とこの線との距離との比較を取つて百分比にすると次の表の如き結果が出て来る。

年月日	所藏者名	縦線寸法	イ點距離	百分比
文安二、四、廿二	菊大路家	六分	一分	一六、六
文安四、十一、十九	多田院	七分	三分	三三、三
享徳二、二、廿八	多田院	六分	二分	三三、三
享徳四、二、十五	住吉神社	六分	五分	八三、三
康正三、三、六	天龍寺	六分	四分	六六、六
長祿四、八、廿三	三寶院	五分	五分	一〇〇、〇
寛正五、八、十	國史研究室	五分五厘	七分	一三三、三
文明四、正、廿六	離宮八幡宮	四分	六分	一五〇、〇
文明四、八、五	同右	三分	四分五厘	一五〇、〇

この表に依れば多少の波曲はあるにしても百分比が漸次大きくなつて行く大體の傾向は觀取する事が出来やうと思ふ。

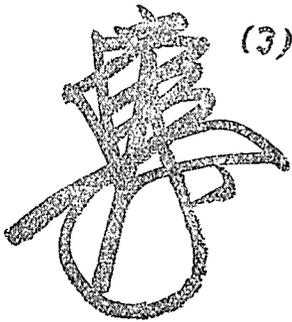
足利四代將軍義持はまた面白い結果を出して呉れる。彼の花押で注意すべきは(ロ)點の筆の書き第六圖 足利義持花押(其一)



三十・八・五十永應(1)
(書文路大菊)



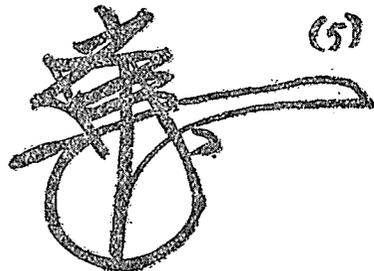
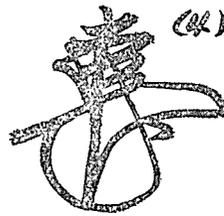
六・九・六十永應(2)
(書文寺龍天)



五十・十・七十永應(3)
(書文院寶三)

納めであつて
應永十五年頃
まで筆を下に
向けて曲げる
氣味を以て上
に跳ねて居る
が、十六年九

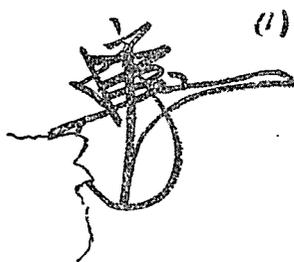
(4) 應永十八・八・廿八
(稻荷神社文書)



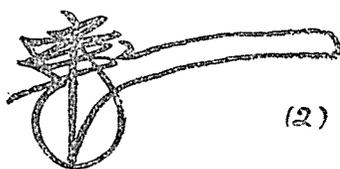
(書文院田多)五十・四・二廿永應(5)

月のものは明かにその點から少しく上方に向けてその後跳ねて居り、次で十七年十月頃に至つては茲に或る空白を生せしめて居る事、これによりて其期間の相違を認め得べく(第六圖(1)―(5))、更に著しき事は、私の有する史料の限りでは廿二年四月十五日まではこの尾の下にあつた點が、同年十一月四日以後には必ずその上に移されて居る事であつて、これによりて彼の花押は一見して應永廿二年四月以前のものか、十一月以後のものかを

第七圖 足利義持花押(其二)



四・一十・二廿永應(1)
(書文路大菊)



四廿・八・四卅永應(2)
(書文院綱三)



九・一十・四卅永應(3)
(書文寺城園)

的確に定める事が出来るのである。この四月と十一月との兩限界は史料の蒐るに従つて更に局限する事が出来るべき性質のものである事は勿論である。而してその何故にかゝる一大變化が惹起されたか。そこには彼の精神生活の上に

一大進化のあつた事を思ふのであつて、それが何であつたかは見當が附かぬでもないけれども、餘りに想像に奔るからその決定は後日に譲る事としたい。(第六圖(5)及び第七圖(1)参照)。

次に義持の花押に就て興味を惹く問題は(ロ)點の位置である。言ひ換ふるならば彼の花押の尾とも稱すべき部分の長さである。挿入圖版第六圖第七圖を見られた方々は既にその長さの著しき差異に注目された事と思ふが、これに關しても、文書の性質餘白等を考慮すべきであるけれども、例によりてそれを全部無視して、花押全體の高さと、中央の線を基點として測つた尾の長さとの百分比を求めると次表の如きものとなる。

年 月 日	文書所有者	花押の高さ	尾の長さ	百分比
應永十五、八、十三	菊大路家	七分五厘	四分七厘	五、五
同 十五、八、廿七	三寶院	九分	六分	三、三
同 十六、九、六	天龍寺	一寸二分	六分	五、〇

或る個人の花押に就いて

同 十七、九、十八	三寶院	一寸二分	六分	五〇、〇
同 十七、十、十五	同 有	一寸六分	八分五厘	五〇、〇
同 十八、八、廿八	稻荷神社	一寸五厘	六分五厘	五〇、〇
同 廿一、八、廿三	離宮八幡宮	一寸二分	七分	五〇、〇
同 廿二、四、十五	多田院	一寸四分	一寸三分	五〇、〇
同 廿二、七、四	菊大路家	一寸四分	一寸三分	五〇、〇
同 廿二、七、十四	三寶院	一寸五分	一寸五分	五〇、〇
同 廿三、七、十八	菊大路家	一寸三分	一寸三分	五〇、〇
同 廿四、七、十九	田中光治	一寸三分	一寸二分五厘	五〇、〇
同 廿五、七、廿一	國史研究室	一寸三分五厘	一寸三分	五〇、〇
同 廿七、七、廿三	菊大路家	一寸一分	一寸一分	五〇、〇
同 廿九、七、七	三寶院	一寸二分五厘	一寸三分	五〇、〇
同 三十、七、十五	岡城寺	一寸二分五厘	一寸五分	五〇、〇
同 卅二、八、十八	三寶院	一寸二分	一寸九分	五〇、〇
同 卅二、七、廿五	三寶院	一寸二分	一寸八分	五〇、〇
同 卅四、四、廿五	多田院	一寸三分	一寸四分	五〇、〇
同 卅四、七、九	岡城寺	一寸一分	一寸二分	五〇、〇
同 卅四、七、十四	多田院	一寸一分	二寸	五〇、〇

右の表によりて知り得る事は、花押の高さと、尾の長さとの比例が應永十五年頃には未だ充分定まつて居ないが、其後多少の曲折はあるとしても漸次百分比が大きくなり、應永廿一二年の交に一飛躍を示し、廿九年頃までその状態であつたが卅年、卅二年、卅四年と逐次陞進し終に高さの二倍の尾を有するまでに至つた事である。而してその躍進した年には相當彼の心持を刺戟し興奮させたと思はるゝやうな事件のあつた事を年表は教へて呉れる。しかし私はその年表の指示する事を以て直ちに彼の花押の變化を理由附けやうとは爲ないと共に、これを無視しやうともしない。参考にはなり、傍證には供し得やうと思ふ。

七

私は更に一二の例を擧げて私の企が如何なるものであるかを示すべきであらうけれども、同じ様

な事を繰返して幾度述べて見た所で、それは詮方なき徒勞であるから以上の二例に止めて置く事にしたい。たゞ私が最も遺憾に思ふのは、この引例として足利尊氏及び豊臣秀吉の花押を拉し來る事が出来なかつた事である。

私は正直に白狀する。私はこの二人に就いては他の何れの人物よりも特別に興味を有するものであつて、その花押の如きも他のそれとは比較にならぬ程の數を有つて居るけれども、此の二人は、殊に秀吉の方はまだしも、尊氏に至つては到底かゝる簡單なる方法によりて彼の花押を云爲する事は許されない程、複雑な變化推移がある。境遇の變遷、地位の變動は彼等の花押にも反映して到底一條の小徑としてツレースする事を許されない。それ程微妙な變化があるから、更に／＼深き心理學的素養がなければ、解釋の出来ない不思議な迷路となつて現はれて來る。秀吉のそれに就ては近

き將來に何等かの試みを發表し得やうと思ふ。尊氏のそれは更に他日何等かの成果を得る事を希望して居る。何れも假すに時日を以てされたい。

八

以上、私の企てた所は、單に花押そのものゝ研究であり、花押そのものゝ時の流れに従つて必然的に起る變化の跡を手取つたものにすぎないけれども、これによりて二つの重大な副産物が得られるのである。

その一は年紀の缺けて居る文書の年紀をよしや明確に決定し得ないにしても、近似の年代にまで推定し得る事であつて、文書の年紀を定める事、従つてそれがために其文書を利用し得る事に向つて從來の方法よりは一步進んだ結果を得る事であり、その二は、ある文書が示して居る年代と、その文書に記されて居る花押の形狀とが一致するや

否やによりて其文書の正否を確定的に定め得る事

である。例へば天正十年七月十日の豊臣秀吉の折紙に天正九年の秀吉の花押があつたとしたら、それは僞作文書であると断定し得る事である。由來文書の眞僞鑑別は何等の科學的基礎があるのではなく、鑑別者の眼識にのみ委されたのである。吾人も亦、古文書のみならず古書畫の類の如きに至つても、その道の鑑別者の眼光の爛々たる事には萬腔の敬意を拂ひ、理屈よりも其人の直感が最も貴重なものである事を排斥するものではないけれども、寧ろそれを重要視する傾向を有するものであるけれども、更に科學的な方法が若しありとするならばそれを出来るだけ應用し、出来るだけに手に頼り、科學の力によりて出来るだけ眞僞を明かにした方が良いと思ふものである。私の此の企圖が文書の鑑別に對して幾分なりとも科學的要素を含んで居ると認めて頂けるならば、私の望み

は満たされたのである。

九

最後に私は一つの提案を出して筆を擱く事とする。私は常に思ふ。過去の人物の傳記を研究したり論評したりする際に、その個人が自ら殘したものを根本の史料とすべきは勿論の事であり、多くの場合にその個人の日記の如きは最も重要な史料として利用さるゝが、果してそれらは其本人の所爲、業蹟、人格をそのまま傳へて居るであらうか、或は却つて其人自身よりも餘程違つたものが記されて居るのではあるまいかと思ふ。さればもし、其個人がその瞬間々々の全人格を没入して殘した自署とか花押とかの如き者によりて、其の人の人格に直接に接觸し、その花押に殘されたる古人の人格を把握し、花押に現はれたる古人の心情を汲み取つて再現する事が出来たならば、更に生

きた古人を知る事が出来るのではないかと思ふ。
花押の研究の如きも、其所まで進まなければなら

ないと思ふ。さうしたら人物研究の如きも必ず新
生面を開拓し得るのではないかと思ふ。

尋尊僧正と時勢 (下)

牧野信之助

尋尊の絶叫した三寶滅亡の聲は、同時に自己の
階級の滅亡であり、もつと直截に云へば、自己の
經濟的生活の際い脅威である。故に寺運日に非
なる渦流の中に喘えぎつゝ出來得る限り現状維持
に努力した。その手段こそは全く一生懸命であつ
た。その常軌を逸した行動の中には頗る猛烈なも
のがある。彼は大乘院と一乘院との寺領を比較し
て、そのあまりの懸隔に悲觀したと見え、文明元
年十一月の記事には、一乘院寺領が大和一國の三
分ノ二に及べるに言及し、之に比して大乘院領は

九牛の一毛に過ぎずと云ひ、一乘院末の吉野の如
き有福な巨刹が嘗て大乘院領であつたことを記し
つゝ、現在の第一末寺長谷の如きは吉野に比して
二十分一の收得しかないことを繰返してゐる。こ
の苦しき嫉妬の念は同門の經覺の上にも及ばされ
た。尋尊對經覺の感情疎隔は前述の如くであるが
尋尊の心底には、第一經覺の財産が豊富であるこ
とを嫉む潜在意識をどうすることも出來なかつ
た。故に日記の中には隨所露骨な批評を浴びせて
ゐた。